Mini Report 2024

Saitama Prefectural Credit Federation Of Agricultural Cooperatives

2024年9月期 上半期ディスクロージャー誌



Profile

(令和6年9月末現在)

名 称 埼玉県信用農業協同組合連合会(愛称: JAバンク埼玉県信連)

本店所在地 〒330-9001さいたま市浦和区高砂3丁目12番9号

電 話 番 号 048(829)3504(代表)

ホームページ https://www.jabank-saitama.or.jp/kenshinren/

設 立 昭和23年8月

従業員数 175名

貯 金 残 高 3兆1,132億円

貸出金残高 3,747億円

出 資 金 1,656億円

自己資本比率 18.07%



Contents



● ごあいさつ······1
■ J Aグループ・J Aバンクの概要······2
●経営方針······4
●業績5
●農業協同組合法及び金融再生法に基づく 開示債権・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
●有価証券等の時価情報7
●地域金融機関としての取組み8
●サステナブル経営ポリシーに基づく取組み… 14
●機構······· 17
●店舗等一覧 17

ごあいさつ

平素より私ども埼玉県信用農業協同組合連合会(愛称/JAバンク埼玉県信連)をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

当会は、昭和23年の設立以来、県内農業協同組合(愛称/JA)とともに農業専門金融機関として、 農業と地域社会の発展を金融面から支援する地域金融機関として歩んでまいりました。

この度、上半期の業績及び活動状況等を皆様にご紹介するため、「Mini Report 2024」を作成いたしました。この小冊子により、当会に対するご理解を深めていただければ幸いに存じます。

さて、我が国の経済は、一部に足踏みが残るものの概ね回復基調にあり、先行きについても雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあり緩やかな回復が続くことが期待されます。ただし、欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞に伴う影響など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっています。また、物価上昇や中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があります。

金融情勢につきましては、日銀が本年3月にマイナス金利政策解除やイールドカーブ・コントロールを撤廃したことに続き、7月には追加利上げを決定したことを受け、各金融機関では、金利の引き上げ等預貯金獲得戦略に転換する動きが見られるほか、市中金利の上昇に伴う資金運用利鞘の改善を期待する向きもあります。一方で、コロナ特例の終了や物価高騰に伴う中小企業倒産件数の増加傾向等、信用コストの増大が懸念される状況にあります。

農業情勢につきましては、国内では高齢化に伴う農業従事者の減少や、異常気象による農産物被害、中東情勢の緊迫化や円安の進行等に伴う生産資材価格の高止まり等、農業生産基盤の危機に直面しております。このような中、政府は「食料・農業・農村基本法」を改正し、食料安全保障の確保に必要な農業の持続的発展・農村振興に向け、スマート農業の推進や適正な農産物価格形成に係る環境整備等、農業生産性の向上に向けた各種施策に取り組んでいます。

このような情勢のもと、当会といたしましては、「第 14 次中期経営計画」(令和 4 年度~令和 6 年度)の最終年度として、 J A との連携のもと基本戦略である①持続可能な収益基盤の構築、② J A の経営基盤強化支援、③経営基盤の強化・確立に取り組み、 J A グループが目指す「持続可能な農業・地域共生の未来づくり」の達成に向けた組織づくりを図ってまいります。

今後につきましても、農業及び地域のメインバンクとして、皆様に一層信頼いただける金融機関を目指し、役職員一丸となって金融サービスの充実に向け努力を重ねるとともに、更なる経営の健全性向上に取り組んでまいる所存でございます。

引き続き皆様のご理解と一層のご支援、ご愛顧を賜りますようお願い申しあげます。

令和6年12月

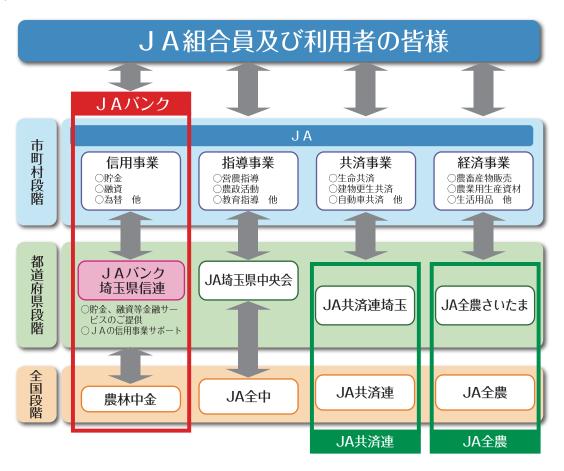
経営管理委員会会長 坂 本 富 雄 代表理事理事長 黒 澤 潔

▶JAグループ・JAバンクの概要

◆ J A グループ

JAグループは、農家組合員をはじめとする組合員組織を基盤に、市町村段階のJA、都道府県段階・全 国段階の連合会等の組織で構成し、それぞれが機能を分担し、信用事業のほか、指導事業・経済事業・共済 事業等を展開しています。この市町村段階から全国段階までの仕組みを「JAグループ」と呼んでいます。

また、信用事業においては、総称して「JAバンク」と呼んでおり、JAと各都道府県域において信用事 業の本部機能を担う信連、全国域の本部機能を担う農林中央金庫をもって「JAバンク」グループを形成し ています。



◆ J A バンク埼玉

埼玉県内15JAの信用事業部門と当会の機能を総称して、「JAバンク埼玉」と呼び、JAと一体となっ て信用事業を展開しています。

当会は、信用事業を営む連合会として、JAの事業運営をサポートする県域機能を発揮するとともに、地 域金融機関としてJAと一体となって、組合員や地域利用者、企業などの皆様のお役に立つ金融サービスを ご提供できるよう努めています。

JAバンク埼玉

- J A さいたま
- ●JA南彩
- J A ちちぶ
- J A 埼玉岡部

- JAあさか野
- J A 埼玉みずほ
- JA埼玉ひびきの
- JA花園

- ●JAいるま野
- J A さいかつ
- J A くまがや

- ●JAほくさい

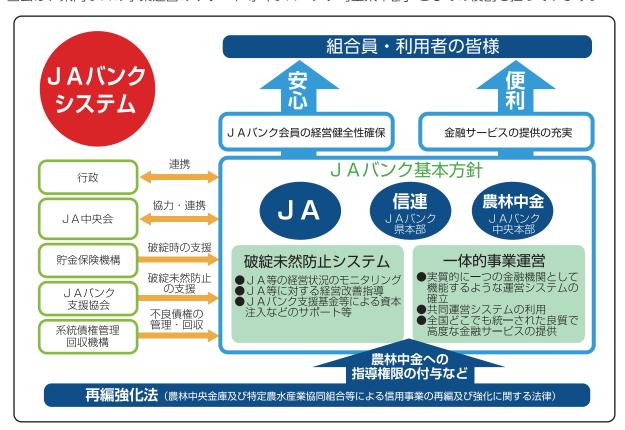
- J A 越谷市
- J A 埼玉中央
- J A ふかや
- JAバンク埼玉県信連

◆ J A バンクシステム

「JAバンクシステム」とは、JAバンク会員(JA・信連・農林中金)総意のもと「JAバンク基本方針」に基づき、JAバンク会員が総力を結集し実質的に「ひとつの金融機関」として機能する仕組みのことをいいます。

このシステムは、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ 細かい顧客接点を活かした金融サービス提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。

当会は、県内JAの事業運営のサポート等「JAバンク埼玉県本部」としての役割を担っています。



◆ J A バンク・セーフティーネット

JAバンクでは、より安全な金融機関として信頼を得るため独自の「セーフティーネット」を構築しています。JAバンク全体で経営の健全性を確保する仕組みである「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度」により、組合員・利用者の皆様に一層の安心をお届けします。

破綻未然防止システム

経営破綻を未然に防止するための JAバンク独自の制度

- JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営 破綻を未然に防止するための独自の制度です。
- JAの経営上の問題点の早期発見・早期改善のため、国の定めた経営健全性の基準よりも 更に厳しい自主ルール基準(達成すべき自己 資本の水準、体制整備等)を設定しています。
- J A バンク全体で個々の J A の経営状況を常時チェックし、適切な経営改善指導等を行います。



貯金保険制度

(農水産業協同組合貯金保険制度)

貯金者等保護のための公的な制度

- ○万一、JA等が貯金などの払い戻しができなくなった場合に貯金者などを保護するとともに、資金決済の確保等を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とした制度です。
- ○この制度は、銀行・信金・信組等が加入する 「預金保険制度」と同様の内容になっています。

▶経営方針

経営理念

JAとともに顧客の期待と信頼に応え、地域経済の発展に寄与する 金融機関(JAバンク)を目指す。

経営姿勢

当会は効率的な業務運営のもと、JAと一体となって強固な経営基盤並びにJAバンク埼玉を確立する。

サステナブル 経営ポリシー

- ①活力ある県域農業の持続に向けた貢献
- ②豊かな暮らしのある地域社会の維持に向けた貢献
- ③環境問題の解決・気候変動の課題に対する貢献

当会は、JAが農業・地域の発展に貢献し、組合員・利用者になくてはならない組織であり続けるために、JAをサポートしていくことが不変の使命であると認識しております。この役割を果たすべく、当会は経営理念・経営姿勢に基づきJAへの収益・機能還元を安定的・継続的に果たし、JA自己改革の着実な実践を支えていくため、令和4年度より「第14次中期経営計画」に取り組んでいます。

また、当会は事業活動を通じた持続的な社会の実現のため、3つの取組指針「サステナブル経営ポリシー」を新たに定め、地域活性化や環境対策、働き方の多様化等を推進し、令和12年(2030年)を達成年度とした長期的な目標に取り組んでいます。

第 14 次中期経営計画(令和4年度~令和6年度)

当会は、会員JAに対する収益・機能還元を安定的に実施していくことが当会の原点・責務として認識し、①持続可能な収益基盤の構築、②JAの経営基盤強化支援、③経営基盤の強化・確立に取り組むとともに、地域社会・農業への貢献等を意識し、当会自らのサステナブル経営基盤の確立に向けた取組みを実践してまいります。

サステナブル経営を通じて果たす3つの使命

~持続可能な農業・地域共生に貢献する金融機関(JAバンク埼玉)を目指して~

SDGs達成への貢献を通じた地域金融機関としての役割発揮

収益還元(JAへの安定的・継続的な収益還元)

機能還元(JAから必要とされる指導力とサポート機能発揮)

3つの基本戦略

1. 持続可能な収益基盤の構築

収益体質を強化しつつ、地域農業・経済活性化への貢献を通じた中長期的な顧客基盤の 創出により、将来にわたる営業基盤を確保します。

【個別戦略】

- 1. 資金運用力の強化
- 2. 事業運営コストの削減・抑制
- 3. 農業・地域活性化への貢献

2. JAの経営基盤強化支援

JAの事業展開等をサポートし、多様化する農業・地域・くらしの実情に応じた課題解決に全力で取り組める環境を整えることで、JAの存在価値の確立を目指します。

【個別戦略】

- 1. 金融仲介機能の発揮
- 2. 業務効率化
- 3. 経営基盤の強化

3. 経営基盤の強化・確立

金融機関として具備すべき水準の内部管理 態勢強化等により、当会が持続的に事業展開 できる経営基盤を構築します。

【個別戦略】

- 1. リスク管理の高度化と財務基盤確保
- 2. 効率的な業務運営体制の構築・人材育成強化
- 3. 地域金融機関としての役割発揮

▶業 續

令和6年9月末の業績につきましては、会員JA及び関係機関によるご支援・ご協力のもと、役職員一体となって取り組んだ結果、経常利益は51億98百万円、当期剰余金は37億73百万円を計上しました。

また、自己資本比率は、JAバンク基本方針で定めた自主ルール8%基準を大きく上回る18.07%となりました。

主な業績及び経営指標の推移

(単位:百万円,%)

					令和5年3月末	令和5年9月末	令和6年3月末	令和6年9月末
貯				金	3,176,245	3,198,143	3,117,050	3,113,272
貸		出		金	392,640	388,478	395,592	374,782
預		け		金	2,006,620	2,005,988	1,928,100	1,926,070
有	価	į	証	券	733,661	730,856	718,289	714,851
経	常	;	利	益	6,252	4,033	5,916	5,198
当	期	剰	余	金	4,967	3,097	4,863	3,773
自	己資	章 本	の	額	238,529	241,661	241,054	244,837
リスク・アセット等の額の合計額			計額	1,418,242	1,413,740	1,392,423	1,354,766	
自	己資	本	比	率	16.81	17.09	17.31	18.07

貯金の推移



資金運用の推移



損益の推移



自己資本比率の推移



- (注1) 令和5年9月末及び令和6年9月末の経常利益、当期剰余金並びに自己資本比率は、各期の仮決算結果に基づき算出 したものです。
- (注2) 自己資本比率は、金融庁・農林水産省告示第2号「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」に基づき算出しています。

▶農業協同組合法及び金融再生法に基づく開示債権

(単位:百万円)

債	権	区	分	令和5年9月末	令和6年3月末	令和6年9月末
破こ	産 更 生れらにき	債 権 準 ず る	及 債 権	_	_	8
危	険	債	権	1,585	1,597	1,595
要	管 3	理 債	権		_	_
	(うち三月.	以上延滞	遺権)	_	_	_
	(うち貸出	条件緩和]債権)	_	_	_
小			計	1,585	1,597	1,603
正	常	債	権	398,147	405,307	384,519
開	示 対 象	債 権	合 計	399,732	406,904	386,123

(注1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

(注2) 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

(注3) 要管理債権

農業協同組合法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

(注4) 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

(注5) 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元金の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

(注6) 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、(注1)から(注5)までに掲げる債権以外のもの に区分される債権をいいます。

農業協同組合法及び金融再生法の開示債権区分に基づく保全状況

(単位:百万円,%)

				令和5年9月末				令和6年3月末					令和6年9月末				
	債権区分				/// // // // // // // // // // // // //	債権額	保全額			債権額	保全額			/n ^ ±=			
			(A)	担保・ 保証等	貸 倒引当金	合計(B)	保全率	(A)	担保・ 保証等	貸 倒引当金	合計(B)	保全率	(A)	担保・ 保証等	貸 倒引当金	合計(B)	保全率
		債権及び 集ずる債権		_	_	_	_	_	_	-	_	_	8	6	1		100.00
7	危険	債 権	1,585	102	1,454	1,557	98.21	1,597	100	1,467	1,568	98.18	1,595	95	1,469	1,565	98.10
1	要管理	里債権	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
		三月以上 債 権)	_	_	_	_	_	_	-	-	-	_	_	-	-	_	_
		貸出条件債 権)	_	_	_	-	_	_	_	-	-	_	_	_	-	_	_
,	小計	(C)	1,585	102	1,454	1,557	98.21	1,597	100	1,467	1,568	98.18	1,603	102	1,470	1,573	98.11
-	正常	債 権	398,147					405,307					384,519				
ı	開示対象債	権合計(D)	399,732					406,904					386,123				
7	不良債	権比率	0.39					0.39					0.41				

- (注1) 担保・保証等の保全額は、自己査定に基づき計算した担保処分可能見込額及び保証により回収可能と認められた額の合計です。
- (注2) 保全率=(B)/(A)×100
- (注3) 不良債権比率=(C)/(D)×100
- (注4) 令和6年9月末の計数は、9月末の仮決算において3月末決算と同一に自己査定要領により実施した自己査定結果、並びに資産の償却・引当要領に基づき計上したものです。

▶有価証券等の時価情報

有価証券

(単位:百万円)

区分	取 得 価 額	時 価	差額
令和5年9月末			
売 買 目 的	_	_	_
満期保有目的	247,737	241,183	△6,554
そ の 他	467,274	483,118	15,844
合 計	715,011	724,301	9,289
令和6年3月末			
売 買 目 的	_	_	_
満期保有目的	257,918	253,266	△4,652
そ の 他	422,387	460,370	37,983
合 計	680,305	713,636	33,331
令和6年9月末			
売 買 目 的	_	_	_
満期保有目的	261,525	254,664	△6,860
そ の 他	419,071	453,326	34,254
合 計	680,596	707,990	27,393

⁽注1) 有価証券の時価は、各基準日における市場価格等に基づいて算出しています。

金銭の信託

(単位:百万円)

区	分	取	得 価	額	時	価	差	額
令和5年9月末								
運 用 目	的			_		_		_
満期保有目	目的			_		_		_
そ の	他		175,	537		192,261		16,723
合	計		175,	537		192,261		16,723
令和6年3月末								
運用目	的			_		_		_
満期保有[目的			_		_		_
その	他		179,	887		198,477		18,589
合	計		179,	887		198,477		18,589
令和6年9月末								
運用目	的			_		_		_
満期保有[目的					_		_
その	他		180,	870		200,724		19,854
合	計		180,	870		200,724		19,854

⁽注1) 金銭の信託の時価は、各基準日における市場価格等に基づいて算出しています。

⁽注2) 満期保有目的有価証券並びにその他目的有価証券の取得価額は、償却原価適用後、減損後の帳簿価額を記載しています。

⁽注2) その他目的金銭の信託の取得価額は、償却原価適用後、減損後の帳簿価額を記載しています。

▶地域金融機関としての取組み

当会は、埼玉県を事業地域として、県内のJA等が会員となってお互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念とする相互扶助型の農業専門金融機関であるとともに、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

当会は、組合員をはじめとする皆様の経済的・社会的地位の向上を目指し、JA信用事業機能強化の支援を行うとともに、地域の皆様へ資金供給や経営支援などの金融機能を提供しています。また、事業活動を通じて持続的な社会の実現に貢献するサステナブル経営の一環として、「ESG投融資」に取り組み、社会課題解決への貢献を果たしています。

地域からの資金調達・地域への資金供給の状況

当会の資金は、その大半が県内のJAにお預けいただいた組合員及び地域の皆様の大切な財産である貯金を源泉としています。また、お預かりした貯金は、資金を必要とする地域の皆様や、JA・農業に関連する企業・団体及び地方公共団体などにもご利用いただいています。

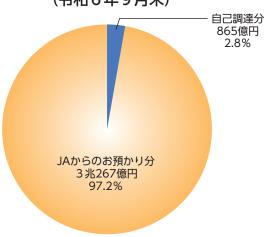
地域からの資金調達の状況

貯金残高の構成

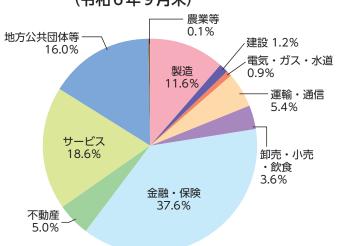
令和6年9月末の当会の貯金残高は3兆 1,132億円となっており、うち3兆267億円を 県内JAからお預かりしています。

また、JAや農業団体だけではなく、地域金融機関として、地方公共団体や地域の企業などからも広く資金をお預かりしています。

貯金残高 3兆1,132億円 (令和6年9月末)



貸出金残高 3,747億円 (令和6年9月末)



地域への資金供給の状況

■業種別の貸出金残高の構成

地域経済の発展に寄与する金融機関(JAバンク)という経営理念から、地域の企業や個人の皆様の幅広い資金ニーズに迅速・的確にお応えするよう努めています。

また、㈱日本政策金融公庫、側住宅金融支援機構などの受託金融機関として、農業・住宅・ 教育などの制度融資の窓口となっています。

なお、当会では埼玉県向け貸出及び埼玉県債引受けを通じて、県の公共事業、社会福祉・文化施設等に係る資金供給を行っています。

※令和6年度9月末におけるESG投融資残高は422億円となっています。

お客さま本位の業務運営の更なる定着

当会では、「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」を公表するとともに、JA組合員・利用者の皆様の安定的な資産形成に貢献するための具体的な取組みを実践しています。

また、その取組状況及び「お客さま本位の良質な金融商品・サービスを提供する金融事業者をお客さまが 選ぶうえで比較することのできる統一的な指標| (「比較可能な共通 K P I I) を公表しています。

お客さま本位の業務運営に関する取組方針

JAグループは、食と農を基軸として地域に根ざした協同組合として、助け合いの精神のもとに、持続可能な農業と豊かで暮らしやすい地域社会の実現を理念として掲げています。

当会では、この理念のもと、2017 年 3 月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、下記、経営理念並びに経営姿勢に基づき、JA組合員・利用者の皆さまの安定的な資産形成に貢献するため、以下の取組方針を制定いたしました。

今後、本方針に基づく取組みの状況を定期的に公表するとともに、よりお客さま本位の業務運営を実現するため本方針 を必要に応じて見直してまいります。

【経営理念】

「JAとともに顧客の期待と信頼に応え、地域経済の発展に寄与する金融機関(JAバンク)を目指す。」

【経営姿勢】

「当会は効率的な業務運営のもと、JAと一体となって強固な経営基盤並びにJAバンク埼玉を確立する。」

1. お客さまへの最適な商品提供

(1) お客さまに提供する金融商品は、特定の投資運用会社に偏ることなく、社会情勢や手数料の水準等も踏まえたうえで、お客さまの多様なニーズにお応えできるものを選定します。なお、当会は、金融商品の組成に携わっておりません。 【原則2本文及び(注)、原則3(注)、原則6本文及び(注2、3)】

<主な取組み>

●お客さまに提供する金融商品は、商品数を絞り選びやすさを重視しており、長期投資に適していること・運用実績が良好であること・良心的な手数料水準であること等の様々な観点から独自に金融商品を選定し、「JAバンクセレクトファンド」として各種ラインアップを採用しております。

2. お客さま本位のご提案と情報提供

(1) お客さまの金融知識・経験・財産、ニーズや目的に合わせて、お客さまにふさわしい商品をご提案いたします。【原則 2 本文及び(注)、原則 5 本文及び(注 1 \sim 5)、原則 6 本文及び(注 1、2、4、5)】

<主な取組み>

- ●商品のご提案に際しては、お客さまの金融知識・取引経験・取引の目的等を十分にお伺いし、お客さまのニーズやご意向を的確に把握するとともに、JAバンク独自資材「資産運用スタイル診断シート」を活用し、お客さまのリスク許容度を共有したなかで最適な商品をご提案いたします。
- (2) お客さまの投資判断に資するよう、商品のリスク特性・手数料等の重要な事項について分かりやすくご説明し、必要な情報を十分にご提供いたします。【原則 4、原則 5 本文及び(注 1 \sim 5)、原則 6 本文及び(注 1、2、4、5)】

<主な取組み>

- ●お客さまにご提案させていただく金融商品については、重要な商品情報が記載された「重要情報シート」を用いて、その商品特性やリスクに見合った情報を、ご理解・ご納得いただけるよう丁寧にご説明いたします。
- ●ご購入いただいた金融商品の運用状況について、いつでもお客さまご自身で確認できる「JAバンクアプリ」をご案内いたします。
- (3) お客さまにご負担いただく手数料について、お客さまの投資判断に資するように、丁寧かつ分かりやすい説明に努めてまいります。 【原則 4、原則 5 本文及び(注 1 \sim 5)、原則 6 本文及び(注 1、2、4、5)】

<主な取組み>

●お客さまからいただく手数料や報酬等については、販売用資料や「重要情報シート」を用いて丁寧に分かりやすくご説明するとともに、JAバンク独自資材「セレクトファンドマップ」を活用して、他の商品とも比較いただき、適切にご検討・ご判断いただける情報の提供をいたします。

3. 利益相反の適切な管理

(1) お客さまへの商品選定や情報提供にあたり、お客さまの利益を不当に害することがないように、「利益相反管理方針」 に基づき適切に管理いたします。【原則3本文及び(注)】

<主な取組み>

●当会では、「利益相反管理方針」に基づき、利益相反のおそれのある取引を特定・類型化し、あらかじめ定めた管理方法(担当部門の分離、取引条件の変更又は中止、お客さまへの開示等)により、お客さまの利益が不当に害されることがないよう適切に管理いたします。

4. お客さま本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

(1) 研修による指導や資格取得の推進を通じて高度な専門性を有し誠実・公正な業務を行うことができる人材を育成し、お客さま本位の業務運営を実現するための態勢を構築いたします。【原則2 本文及び(注)、原則6(注5)、原則7本文及び(注)】

<主な取組み>

●高度な専門性を有し誠実・公正な業務を行うことができる人材を育成するため、職員に対してコンプライアンスや利益 相反等に関する研修を継続的に実施してまいります。

また、お客さまへの最適な提案を実践するため、各種検定試験の受験等を通じて、より高度な専門性を有する職員の育成に取り組んでまいります。

(※) 上記の原則及び注番号は、金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」(2021 年 1 月改訂) との対応を示しています。

地域密着型金融への取組み

農業者等の経営支援に関する取組方針

当会は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客様に対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当会の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当会の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け「金融円滑化にかかる基本的方針」を定め、お客様の経営支援に取り組んでいます。

また、経営者保証に関するガイドライン研究会(全国銀行協会及び日本商工会議所が事務局)が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、当会は、本ガイドラインを尊重し、遵守するための態勢整備を実施しています。当会は、お客様と保証契約を締結する場合、また、保証人のお客様が本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めています。

金融円滑化にかかる基本的方針

- 1 当会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性及び事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めてまいります。
- 2 当会は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。

また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。

- 3 当会は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明及び情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。 また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めてまいります。
- 4 当会は、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
- 5 当会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生ADR手続の実施依頼の確認又は地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等(政府系金融機関等、信用保証協会等及び中小企業再生支援協議会を含む。)と緊密な連携を図るよう努めてまいります。

また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。

- 6 当会は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることができるよう、次のような体制を整備しております。
- (1) 理事長以下、専務理事・常務理事・部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
- (2) 常務理事(業務統括本部長)を「金融円滑化管理責任者」として、当会全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めてまいります。
- (3) リスク統括部・業務部・農業部を構成部門とする「金融円滑化協議会」にて、金融円滑化の観点から個別案件にかかる対応の適切性等に関し協議します。
- (4) 業務部長・農業部長を「金融円滑化管理担当者」とし、当会における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めてまいります。
- 7 当会は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性及び有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

経営者保証ガイドラインを踏まえた取組方針

当会は、本ガイドラインの趣旨や内容を十分に踏まえ適切に対応するため、以下のとおり取組方針を定めます。

1. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進について

法人・個人の一体性の解消等が図られている、あるいは、解消等を図ろうとしているお客さまから資金調達の要請を受けた場合には、当該法人等の経営状況、資金使途、回収可能性等を分析し総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性、代替的な融資手法を活用する可能性について、取引先の意向も踏まえた上で、検討します。

2. 経営者保証の契約時の対応について

- (1) お客さまとの間で保証契約を締結する場合には、主たる債務者と保証人に対し、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
- (2) 保証金額の設定については、お客さまの各ライフステージにおける取組意欲を阻害しないよう、形式的に保証金額を融資額と同額とはせず、保証人の資産及び収入の状況、融資額、主たる債務者の信用状況、物的担保等の設定状況、主たる債務者及び保証人の適時適切な情報開示姿勢等を総合的に勘案して設定します。

3. 既存の保証契約の適切な見直しについて

- (1) お客さまから既存の保証契約の解除等または変更等の申し入れを受けた場合には、改めて経営者保証 の必要性の検討を行うとともに、その検討結果について主たる債務者及び保証人に対し、丁寧かつ具体 的な説明を行います。
- (2) 事業承継が行われた時、前経営者が負担する保証債務について、後継者に当然に引き継がせるのではなく、保証契約の必要性について改めて検討するとともに、その結果について主たる債務者及び後継者に対して丁寧かつ具体的に説明を行います。

また、前経営者から保証契約の解除を求められた場合には、保証契約の解除について適切に判断します。

4. 経営者保証を履行する時の対応について

経営者保証における保証債務を履行する場合には、保証人の手元に残すことのできる残存資産の範囲について、必要に応じ支援専門家とも連携しつつ、保証人の保証履行能力、経営者たる保証人の経営責任、破産手続における自由財産の考え方や標準的な世帯の必要生計費の考え方との整合性等を総合的に勘案して決定します。

※本ガイドラインの詳細については、全国銀行協会又は日本商工会議所のホームページをご参照ください。

農業者等の経営支援に関する体制整備

JAバンク埼玉では、地域の農業者との関係を一層強化するための体制整備に取り組んでいます。

JAでは営農・経済担当者がお聞きした情報を本支店の農業融資担当者が把握し、農業融資に関する 訪問・資金提案活動を実施しています。なお、県内15JAの本店には「担い手金融リーダー」が設置され、 支店の活動をサポートしています。

また、農業融資担当者等の専門知識の習得・相談対応力向上を目的に、JAバンク独自の資格制度である「JAバンク農業金融プランナー」の資格取得を勧めており、累計881名(うち当会117名)が取得しています(令和6年9月末現在)。

当会農業部では、JAのサポート・指導、農業法人等への融資相談を担う「県域農業金融センター機能」の拡充・強化を図るとともに、「JA埼玉県担い手サポートセンター」(※)とも連携して、担い手経営体の多様なニーズへの対応に尽力しています。

※ J A埼玉県担い手サポートセンター

「農業者の所得増大」、「農業生産の拡大」に向けて、JA(担い手支援部署)とともに担い 手経営体への個別支援・事業提案等を実践することを目的とした県域(県中央会・各連合会) の共通事務機構です。

担い手金融資金強化に向けた取組み 担い手 JAバンク 総合的な JΑ 信 林 連 金融サービスの提供 認定農業者 ・農業近代化資金 中 (農家) ・スーパー L 資金 余 経営コンサルティング機能 JA出資法人 (受託貸付) · 経営診断 集落営農組織 JA農機ハウス ・ビジネスマッチング ローン、 等 営農ローンなどの ・アグリビジネス投資 プロパー資金 等 育成㈱による出資 ・農業近代化資金 JA埼玉県担い手サポート スーパー L 資金(受託貸付) センターとの連携 プロパー資金 等 農業法人 農業関連法人 関係団体等との連携 等 ・プロパー資金

地域農業成長支援の取組み

●JAバンク利子補給制度

農業者のお借入に係る金利負担の軽減を目的に、対象資金に対して1%を上限として利子補給を行っています。

対象資金

農業近代化資金、JA農機ハウスローン、アグリスーパー 資金、担い手応援ローン、アグリマイティー資金 (アグリ エース資金のみ)、JA交付金等つなぎ資金



● J A 農業資金保証料助成制度

県域独自の施策として、農業資金の融資に係る保証料の負担軽減を目的に、 対象資金のお借入時に埼玉県農業信用基金協会に支払った保証料全額を助成し ています。

対象資金

JA農機ハウスローン、アグリマイティー資金(新型コロナウイルス感染症及びウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等に対する災害緊急資金)



●アグリビジネス投資育成㈱と連携した各種ファンドの活用

農業をビジネスとして確立させようと積極的に活動し、将来の担い手として 期待される農業法人の事業力強化のため、金融サービスの1つとしてアグリビ ジネス投資育成㈱と連携し、「アグリシードファンド」(農業法人への資本供 与)等の各種ファンドを提案しています。



新型コロナウイルス感染症及びウクライナ情勢に伴う 原油価格・物価高騰等の影響を踏まえた対応

JAバンク埼玉では、新型コロナウイルス感染症及びウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等の影響を受ける農業者の経営を支援するため、以下のとおり対応を行っています。

●融資等に関する災害等相談窓口の設置

農業者の皆さまからのご融資やご返済に関する相談に、迅速かつきめ細やかな対応を行うため、相談窓口を設置しています。

窓口設置場所	お問い合わせ先				
J A 埼玉県信連 農業部	電話番号 048-829-3519 F A X 048-829-3049 所 在 地 さいたま市浦和区仲町2丁目16番6号				

●金融支援の実施

新型コロナウイルス感染症及びウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等の影響を受けるJA組合員(農業者、農業法人等)を支援するため、借入金の負担軽減を目的に、対象資金に対して1%を上限とした利子補給とお借入時に埼玉県農業信用基金協会に支払った保証料全額を助成しています。

▶サステナブル経営ポリシーに基づく取組み

【SDGs取組宣言】

わたしたち J A バンク埼玉県信連は、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に賛同し、その達成に向けて、事業・活動に取り組みます。

今後はさらに、わたしたちの事業や活動が与える多面的な影響にも配慮しながら、地球的視野に立ち、 地域社会を構成する一員として、組織・事業・経営の革新をはかり、社会的役割を誠実に果たします。

当会はSDGsに係る取組みを埼玉県と共に推進することを目的として、「埼玉県SDGsパートナー」に登録しています。



埼玉県が県内企業・団体の社会貢献活動を応援する取組みである「SAITAMA社会貢献プロジェクト」に参加しています。



● S D G s 支援積立金を活用した連携支援

JAや行政・団体等が行う環境保全や地域社会を支える取組み等を中長期的に支援するにあたって、「SDGs支援積立金」を創設し、気候変動対策や埼玉県農業の振興等の活動に対する支援を行っています。

■森林組合との連携協定による支援

環境負荷軽減対策の一環として、埼玉県中央部森林組合が取り組む優良材質遺伝子保存や新たな苗木生産及び造林DXに向けた総合林業技術の確立に関する活動に対し、連携協定に基づく支援を行いました。

今後も引き続き、温室効果ガス削減に資する県内の森林保全活動 に貢献してまいります。



育苗ハウス内のスギ苗 設備の一部に支援金を活用(神川町)

■埼玉県との連携協定による支援

当会は埼玉県と農業分野における気候変動対策・埼玉農業の振興に関する連携協定を締結しています。農業分野での気候変動対策に関する技術的なイノベーションを始めとした埼玉県の取組み等に呼応し、一体となって埼玉県の農業振興を進めています。

また、埼玉県農業大学校が担い手育成を目的として取り組む「農業大学校カリキュラム充実事業」に対し、支援を行っています。



支援金を活用して設置した人工気象室 (埼玉県農業技術研究センター [熊谷市])

(ポリシー1)活力ある県域農業の持続に向けた貢献

●就農支援事業

新規独立就農者又は親元新規就 農者が購入した農機具・農業施設 等購入費用の一部を助成する「新 規就農者農機具等購入支援事業」 を行っています。



●販路拡大支援事業

埼玉県内の農業法人等が生産する農産物、並びに開発した6次産業化商品等について、販路拡大に資する広告宣伝費用の一部を助成する「農業法人PR支援事業」を実施しています。



●新規就農者の育成に向けた取組み

埼玉県が実施する「明日の農業担い手育成塾」推進事業について、その運営主体となるJAに対し、当会のSDGS支援積立金による支援をしています。



(ポリシー 2) 豊かな暮らしのある地域社会の維持に向けた貢献

JAバンク食農教育応援事業

次代を担う子どもたちが、食・環境と農業への理解を深めるきっかけとなることを願い、教材本を県内小学校に贈呈しました。



地域への金融教育機会の提供

金融経済教育に不安を抱える教育現場を支援しつつ、地域に根差したJAバンクの将来のファンづくりを見据えた取組みとして、県内農業関連高等学校等3校に対して金融教育出前授業(「高校生のための金融リテラシー講座」等)を行いました。



令和6年9月25日 埼玉県立杉戸農業高等学校 での授業

埼玉県社会福祉事業団への助成

地域福祉への貢献の一環として、埼玉県の社会福祉施設の 管理・運営を実施している社会福祉法人埼玉県社会福祉事業 団へ、役職員からの寄付金並びに当会からの助成金を贈呈し ました。



令和6年9月25日 埼玉県社会福祉事業団 大木理事長(右)より感謝状を受領

献血への協力

社会貢献の一環として、当会では平成15年より日本赤十字社の献血運動に参加しています。



当会は平成24年度より献血サポーターに参加しており、献血推進キャンペーンを応援しています。



埼玉県パパ・ママ応援ショップへの協賛

少子化対策として、埼玉県が市町村・企業と連携して子育て家庭を応援する「パパ·ママ応援ショップ」事業に協賛し、子育て支援に取り組んでいます。

当会は、協賛店として対象者に定期貯金や定期積金の金利を上乗せすることで、県内「子育て家庭」の資産形成を応援しています。





フードバンク埼玉への協力

食品の支援を必要とする方々を支える福祉施設等に、無償で食品を提供している特定非営利活動法人フードバンク埼玉へ、防災備品の入替えに伴い備蓄食品を提供しました。



令和6年4月17日 特定非営利活動法人フード バンク埼玉へ備蓄食品を提供

各種相談会・セミナーの開催

■JA年金相談会の開催

JAバンク埼玉では、組合員・地域の皆様からの年金相談ニーズに応えるため、社会保険労務士を招いて「JA年金相談会」を開催しています。 上期は、54回開催し、延べ463名のお客様にご来場いただくとともに、439件の相談に対応しました。



●組合員向けセミナー、個別相談会の開催

J A バンク埼玉では、組合員・地域の皆様への情報提供の機会として、財産承継、遺言及び資産形成等各種テーマのセミナーを開催しました。また、相続個別相談会には当会財務コンサルタントを派遣し、お客様一人ひとりのお悩みや想いを伺いながら、現状分析と対策のご提案を通じてご意向実現のサポートを行っています。



令和6年7月31日 JA 埼玉中央 滑川支店 資産形成・運用セミナー

(ポリシー3) 環境問題の解決・気候変動の課題に対する貢献

埼玉森林サポータークラブへの助成

水資源や豊かな農地を次世代に引き継ぐため、県内で森林 保護ボランティア活動を実施している特定非営利活動法人埼 玉森林サポータークラブへ、役職員からの寄付金並びに当会 からの助成金を贈呈しました。



令和6年9月19日 埼玉森林サポータークラブ 霜触会長(左)へ目録を贈呈

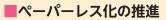
彩の国ふるさとでんき € ご活用事業所の証し

事業活動に関する脱炭素への取組み

当会は、「サステナブル経営ポリシー」に基づき、令和4年度より当会事業活動におけるCO₂排出削減に向けた取組みを進めています。

■EV車両の導入

当会営業用自動車に電気自動車(EV)を導入し、CO₂を含む排出ガスの削減に取り組んでいます。

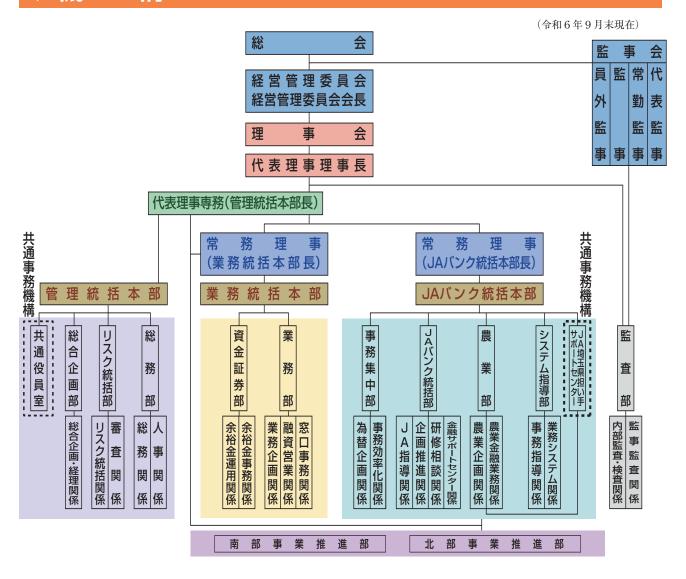


無駄なコピー削減等、業務における恒常的な取組みと合わせ、ペーパーレス会議システムや 各種ワークフローシステムの導入等により、ペーパーレス化を推進しています。

■再エネ(卒FIT)を活用する電力メニューの導入

当会は事業所にて利用する電力について、地球温暖化効果ガス排出係数ゼロの電気メニュー「彩の国ふるさとでんき」を導入し、環境活動をサポートしています。

▶機 構



▶店舗等一覧

■**営業店舗** (令和6年9月末現在)

名 称	所 在 地	代表電話番号	FAX番号
本店	〒330-9001 さいたま市浦和区高砂3丁目12番9号	048 (829) 3504	048 (829) 3588

■推進拠点

名 称	所 在 地	代表電話番号	FAX番号
南部事業推進部	〒330-0062 さいたま市浦和区仲町2丁目16番6号	048 (829) 3010	048 (829) 3013
北部事業推進部	〒360-0031 熊谷市末広1丁目62番地	048(524)9711	048 (525) 4543



耕そう、大地と地域のみらい。







